

京都市告示第 446 号

道路法第 18 条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から 14 日間一般の縦覧に供します。

平成 21 年 2 月 2 日

京都市長 門 川 大 作

道路の種類 市 道

供用開始の期日 告示の日

路線名及び道路の区域

路 線 名	区 間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
竹田経89号線	伏見区竹田向代町川町31番地地先から	旧	メートル 533.70	メートル 32.50 ~ 50.00
	同区竹田真幡木町10番地地先まで	新	533.70	32.47 ~ 61.40
	伏見区竹田真幡木町22番地地先から	旧	95.70	50.02 ~ 63.00
	同町32番地の1地先まで	新	95.70	50.02 ~ 63.00
竹田経92号線	伏見区竹田中島町138番地の1地先から	旧	30.40	6.00
	同町45番地・46番地合併地先まで	新	30.40	6.00 ~ 14.40

(建設局土木管理部道路明示課)